

答 申 第 1 号

平成29年7月26日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

会長 力宗 幸男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年7月26日付兵後広第300号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

個人情報の提供の制限に関する例外事項について

次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き包括的に承認したものととして、今後、個別に当審査会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断が付きがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審査会の意見を求めること。

1 類型

公益上の必要から、構成市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）に関する調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等のために、広域連合が保有するレセプトデータ等を当該市町に提供する場合。

ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

2 理由

市町が行う住民の健康を維持増進させるための事業（保健事業（健康増進事業）、介護保険事業、国民健康保険事業等）は後期高齢者医療制度と相互に関連しており、これらの事業の調査研究、計画の策定、施策の立案や事業の効果の検証等を行うことは、公益上の必要性が認められるため。

3 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ迅速に廃棄する等当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。